

福井海区漁業調整委員会指示 第5-3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福井県沖合海域における火光を利用した釣りについて、次のとおり指示する。

令和5年9月1日

福井海区漁業調整委員会
会長 小林 利幸

第1 制限内容

福井県沖合海域における火光を利用した釣りについては、次表の海域ごとに定める火光でなければならない。ただし、令和5年9月1日付け福井海区漁業調整委員会指示第5-2号にて設定した保護区域を除く。また、次表の1船舶につき使用することができる集魚灯の光力の合計において、発光ダイオード式集魚灯（以下「LED灯」という。）を使用する場合は、当該LED灯の定格出力に3を乗じて得た数（単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。

区分	海 域	1船舶につき使用することができる集魚灯の光力の合計
1	(1) 九頭竜川河口三国防波堤突端から真方位315度の線①以北の水深30メートル等深線以浅の海域 (2) 丹生郡越前町干飯埼突端と敦賀市立石岬突端を結んだ線②と南条郡南越前町と敦賀市との陸岸における境界点から真方位305度の線③によって囲まれた海域 (3) 敦賀市岡埼突端と同市明神埼突端を結んだ線④と陸岸によって囲まれた海域 (4) 敦賀市と三方郡美浜町との陸岸における境界点から真方位270度の線⑤以南の陸岸（千島を除く。）から沖合3,000メートル以内の海域 (5) 区分1(4)に定める海域のほか、三方上中郡若狭町常神灯台と小浜市久須夜ヶ岳山頂を結んだ線以南および大飯郡おおい町髻島と同郡高浜町風島を結んだ線以南の海域	6キロワット以内

2	区分1の線②と線③と線④および陸岸によって囲まれた海域	10キロワット以内
3	<p>(1) 区分1の線②と線⑤の間の敦賀市陸岸から沖合4,000メートル以内の海域</p> <p>(2) 敦賀市と三方郡美浜町との陸岸における境界点および線⑤と東経135度54.8分の線との交点および東経135度54.8分北緯35度42.2分の点および北緯35度42.2分の線と常神岬突端から真方位0度の線⑥との交点ならびに常神岬突端の点とを順次結んだ線と陸岸によって囲まれた海域(区分1(4)の海域を除く。)</p> <p>(3) 常神岬から真方位0度の線以西の陸岸から6,000メートル以内の海域(区分1(4)および(5)の海域を除く。)</p>	20キロワット以内 (4月1日から10月31日まではするめいかを漁獲する場合に限り、福井海区漁業調整委員会に届け出た船舶総トン数5トン未満の漁船は70キロワット以内、福井県漁業調整規則(令和2年福井県規則第56号)第4条に基づく小型いかつり漁業の許可を受けた漁船は180キロワット以内)
4	<p>(1) 線①以北の水深60メートル等深線以浅の海域(区分1(1)の海域を除く。)</p> <p>(2) 線①と福井市八ツ俣赤石から真方位270度の線⑦の間の水深60メートル以浅の海域</p>	24キロワット以内
5	線②と線⑦の間の越前町沿岸水深60メートル以浅の海域	30キロワット以内
6	区分1から区分5までの海域以外の海域	<p>(1) 船舶総トン数5トン以上の船舶を漁業に使用する場合は180キロワット以内</p> <p>(2) 船舶総トン数5トン未満の船舶を漁業に使用する場合は70キロワット以内</p> <p>(3) 漁業以外に使用する船舶の場合は70キロワット以内</p>

第2 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。

附則

福井海区漁業調整委員会指示第30-8号の発動の際（平成30年8月28日）既にLED灯を船舶に整備し、福井海区漁業調整委員会に届け出ている船舶のLED灯については、これを改造または換装しない限り、光力は定格出力に3を乗じないものとする

規制海域外の最大電力
5トン以上の漁船を使用した漁業：180kW
5トン未満の漁船を使用した漁業：70kW
遊漁案内・プレジャーボート等の漁業以外
：70kW

20キロワット規制海域において、4～10月まではするめいかを漁獲する漁業の場合に限り、
 福井海区漁業調整委員会に届け出た船舶総トン数5トン未満の漁船は70キロワット以内
 小型いかつり漁業許可を有する漁船は180キロワット以内

